



ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」

平成19年12月3日

各 位

会 社 名 株式会社マネーパートナーズ 代表者名 代表取締役社長 奥山 泰全 (コード 8732 大証ヘラクレス) 問合せ先 取締役経営企画室長 佐藤 直広 (TEL. 03-4540-3804)

株式の分割及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年12月3日開催の取締役会において、株式分割並びに定款の一部変更に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるため、株式分割を実施することにより投資金額を引き下げ、当 社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的といたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成19年12月31日 (月曜日) [ただし、平成19年12月29日 (土曜日) から平成19年12月31日 (月曜日) は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は平成19年12月28日 (金曜日)] を基準日として、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数 普通株式とし、平成19年12月31日(月曜日)最終の発行済株式総数に2を乗じた株式数といたします。

(3) 日程

 基準日公告日
 平成19年12月4日(火曜日)

 基準日
 平成19年12月31日(月曜日)

 効力発生日
 平成20年1月1日(火曜日)

 株券交付日(予定)
 平成20年2月22日(金曜日)

(4) その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。

【ご参考】

- (1) 株式の分割に際しては、資本金の増加はありません。 平成19年11月30日(金曜日)現在の資本金 1,735,430,000円
- (2) 株式分割により増加する株式数を明示していないのは、本取締役会決議の日から株式分割基準日までの間に新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があり、株式分割の基準日最終の発行済株式総数が確定できないためであります。なお、平成19年11月30日現在の発行済株式総数は105,450株であり、株式分割基準日

までに株式数の増加がない場合には株式分割により増加する株式数は210,900株であります。

- (3) 株式分割により発行する株券及びご所有株式に関するご案内は、平成20年2月22日(金曜日)にお届出ご住所にお送りする予定です。なお、分割後の株券は、お手元に到着するまで売却等はできませんので、ご注意ください。ただし、証券保管振替制度をご利用の株主各位においては、平成20年1月1日(火曜日)付で増加株式数の残高が発生し、増加株式の決済が可能となりますが、具体的なご売却の時期及び手続きについては、お取引の証券会社等にお問合せください。
- (4) 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換又は証券会社等で証券保管振替制度ご利用の手続きを お済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。
- (5) 今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の行使価額を平成20年1月1日 (火曜日) 以降、以下のとおり 調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	33,000円	11,000円
(平成17年6月28日決議)		
第2回新株予約権	60,000円	20,000円
(平成17年10月3日決議)		
第3回新株予約権	60,000円	20,000円
(平成17年10月3日及び平成18年2月13日決議)		
第4回新株予約権	90,000円	30,000円
(平成18年4月28日決議)		
第5回新株予約権	90,000円	30,000円
(平成18年8月17日決議)		
第6回新株予約権	90,000円	30,000円
(平成18年8月17日決議)		
第7回新株予約権	90,000円	20,000⊞
(平成18年8月17日及び平成18年10月30日決議)		30,000円

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって平成20年1月1日(火曜日)付をもって当社定款の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

以下のとおり発行可能株式総数を変更いたします。

現行定款	変更後	
第2章 株式	第2章 株式	
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)	
第6条 当会社の発行可能株式総数は、360,000株と	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,080,000</u>	
する。	株とする。	

(3) 日程

定款変更の取締役会決議 平成19年12月3日(月曜日)定款変更の効力発生 平成20年1月1日(火曜日)